

# 原発事故子ども・被災者支援法に基づく基本方針に関する意見

2012年（平成24年）12月20日

日本弁護士連合会

## 第1 はじめに

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（原発事故子ども・被災者支援法）が、2012年6月21日に成立した。同法は、放射線の健康への影響が科学的に十分解明されていないことを前提に、政府の避難指示等が出ていない地域において、避難や居住継続をそれぞれの意思に基づいて選択できるよう支援することを定めている。しかし、同法第5条により政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）は、いまだに策定されておらず、同法に基づく支援は現在のところ実施されていない。

当連合会は、原発事故子ども・被災者支援法ネットワークの構成メンバーとして、被災者や支援NGO、関係自治体の意見を聞く機会を持ってきた。2012年9月5日には東京で、10月13日には福島で、それぞれ基本方針に盛り込まれるべき支援の範囲及び具体策を議論するフォーラムを開催し、また他の団体の主催する同趣旨の会合にも積極的に参加し、被災者や支援NGO、関係自治体の意見を聞いてきた。

これらの意見を踏まえ、当連合会は、基本方針に、以下の点を盛り込むことを求める。

なお、原発事故子ども・被災者支援法は、基本方針の策定に当たっては、被災住民や避難者の意見を反映させる措置を講じるものとしているが（第5条第3項）、政府は現在のところ意見募集のための窓口すら公開していない。政府は、直ちに、基本方針策定に当たっての意見反映のための措置を講じるべきである。

## 第2 基本方針に盛り込むべき内容

### 1 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向（第5条第2項第1号）について

- (1) 憲法が定める生存権や幸福追求権、国際人権（社会権）規約及び子どもの権利条約が定める到達可能な最高水準の健康を享受する権利並びに法第

2条で規定する基本理念に忠実な施策の実施

- (2) 被災者の範囲を、本件事故当時、支援対象地域に居住していた者に限らず、今後、新たに支援対象地域に居住する者や、これから生まれてくる被災者の子どもについても広く含むこと。
- (3) 居住、移動及び帰還に関する自己決定権の保障と効果的な施策の実施
- (4) 被ばくを回避する市民の権利の保障
- (5) 被災者に対するいわれなき差別を防止するためのあらゆる施策の実施
- (6) 予防原則に基づく健康被害の未然防止
- (7) 支援対象地域の環境又は被災者の生活の完全な回復を目指した長期的・継続的支援の実施

## 2 支援対象地域に関する事項（同上第2号）について

法第8条第1項で定める支援対象は以下のとおりとすべきである。

- (1) 被ばく線量にかかわらず福島県全域
- (2) 福島県外において2011年3月11日以降の1年間の追加被ばく線量が1ミリシーベルト以上であると推定される全地域（なお、この指定に当たっては、当初は空間線量に関する情報に基づく指定を行わざるを得ないと考えられるが、事故直後の内部被ばくを含む初期被ばくについても、適切な推計を行い、上記の基準に該当する地域について、追加指定を行うこと）
- (3) 上記(1)(2)以外に居住をする者、居住していた者であっても、事故直後の被ばく線量なども考慮し、地域ごとの事情に基づき、被災者に含めることができるような措置を実施すること。

## 3 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項（被災者生活支援等施策の推進に関し必要な計画に関する事項を含む。）（同上第3号）について

- (1) 汚染の状況についての調査等（第6条）について
  - ①より網羅的な自動車サーベイモニタリングの実施と調査結果の公表
  - ②より細かいメッシュによる環境放射線モニタリング・メッシュ調査の実施と調査結果の公表
- (2) 除染の継続的かつ迅速な実施（第7条）について
  - ①通学路、学校、公園等子どもが利用する場所の優先的な除染の実施

- ②除染支援対象地域内の子ども・妊婦が住む住居の除染に対する助成
- ③被災者が自ら又は業者に依頼して行う除染に対する助成
- ④除染に関する知識、技術等に対する説明会、研修会の実施

(3) 支援対象地域で生活する被災者への支援（第8条）

①検査と医療の確保について

- ア 初期被ばく量の評価及び評価結果の通知、健康手帳への記載
- イ ホールボディーカウンターの設置・無料提供
- ウ 子ども・妊婦の医療費無料化

②子どもの就学等について

- ア 屋内運動施設・シェルター型屋外遊び場・室内温水プールの設置
- イ 部活動を放射線量の低い地域で行う機会の提供
- ウ 移動教室の実施、支援対象地域の学校単位・学級単位で放射線量の低い地域に移動し授業を受ける機会の提供
- エ 支援対象地域の学校におけるエアコンの設置

③食の安全及び安心の確保について

- ア 飲料水購入の助成
- イ 食品中の放射性物質検査結果検索システムの構築
- ウ 給食の放射性物質検査態勢の精密化・一律化
- エ 支援対象地域において市民が利用できる食品検査所の整備
- オ 学校給食の全ての食材の産地公開

④放射線量の低減及び生活上の負担の軽減について

- ア 居住者への線量計・ガラスバッジの継続的配布
- イ 乾燥機購入の助成

⑤自然体験活動等を通じた心身の健康の保持について

- ア 民間保養プログラムの支援
  - a 保養のために必要な費用の助成
  - b 保養に同行する保護者のための休暇制度
  - c 常時保養を受け入れるための施設の確保及び運営体制の確立
  - d 保養等の支援策に関する一元的な情報提供体制

⑥その他

- ・政府による避難指示区域でない地域から福島県内に避難している被災者の民間借上げ住宅の提供及び期間延長

(4) 支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援（第9条）

①移動費用について

- ア 交通費の支給（二重生活の親子が定期的に会うための交通費も含む。）
- イ 引越一時金の支給
- ウ 高速道路の無料化
- エ 主な支援対象地域へのツアーバス等を運行する業者への助成

②住宅の確保について

- ア 公営住宅の提供期間の延長
- イ 民間住宅の借上げ制度の期間延長，同制度利用に当たっての回数制限の緩和
- ウ 被災者のコミュニティの維持・継続のための配慮

③子どもの移動先における学習等の支援について

- ア 子どもの転校の円滑化のために必要な施策の実施
- イ 補習及びカウンセリングのために必要な施策の実施
- ウ 原子力事故の実態や放射線に関して正確な理解を深めるための学校教育及び地域住民への積極的な広報・啓発活動の実施及びいじめや差別に遭わないための施策の実施

④移動先における就業支援について

- ア 東日本大震災に対応した雇用創出基金事業（重点分野雇用創造事業）の延長及び対象者の拡大
- イ 被災者を雇用した企業への助成金・補助金の制度の制定
- ウ 被災者に対する職業訓練の積極的な実施及び就労までの間の経済的援助の実施
- エ 母子又は父子で避難している被災者に対する保育所や学童保育の利用の優遇措置及び利用料金の減免措置等
- オ 支援対象地域以外で新たに自営業を営むことを希望する被災者に対する従来の債務負担の軽減措置及び事業活動のための資金援助の実施

⑤移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受け取ることができるようにするための施策について

- ア 被災者に対する移動先の各地方公共団体の基本的責務の制定

- イ 被災者に対する移動先における地域の住民として同等な行政サービスの提供
- ウ 各都道府県及び各市町村に被災者の相談，支援対策を行うワンストップ窓口（避難者支援センター）の設置
- エ 移動先の地域における被災者の公共交通機関の交通費の支援
- オ 移動先の地域における被災者の水道光熱費等の減免等の支援
- カ 被災者と移動先の地域住民や被災者同士の交流の促進
- キ 被災者に対する移動先の地域及び支援対象地域の情報（除染状況・生活情報等々）の提供

⑥支援対象地域の地方公共団体との関係の維持について

- ア 支援対象地域の地方公共団体と移動先の地方公共団体との情報の共有
- イ 原発避難者特例法に基づく指定市町村の支援対象地域の全市町村への拡大

⑦家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援について

- ア 家族の面会に当たっての交通費の助成（高速道路の無償化も含む。）
- イ 支援対象地域に残った親に対する移動先の地域での優先的な雇用のあっせん等家族の再統合・維持の促進
- ウ 被災者に対する子育て支援サービス（一時預かり保育事業，子育て短期支援事業，ひとり親家庭等日常生活支援事業等）の開放

⑧その他

- ア 移動を選択した被災者に対する二重ローン解消のための被災ローン減免制度の適切な運用の徹底
- イ 移動先の地域における民間支援団体等による支援の提供を促進するための移動先の被災者の情報開示に関するルールの制定
- ウ 避難者支援団体に対する支援

(5) 支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援（第10条）

- ①帰還費用の助成
- ②帰還先である支援対象地域での住宅確保
- ③帰還先である支援対象地域での就労支援の実施
- ④帰還先である支援対象地域での学習支援等の実施
- ⑤帰還先である支援対象地域での病院，商店，教育機関などの生活インフ

## ラ全体の整備

### (6) 避難指示区域から避難している被災者への支援（第11条）

- ① 今後の除染計画とその効果についての正確な情報を提供すること。
- ② 除染等の作業拠点となる宿泊施設の設置
- ③ 避難指示解除準備区域の住民に対する意識調査
- ④ 帰還が長期にわたって困難となる被災者の生活再建についての相談と具体的な支援の実施
- ⑤ 長期化する避難生活における被災者の生活の具体的な支援の実施
- ⑥ 長期化する避難生活における被災者の心身の健康を維持するために必要な事業等への支援

### (7) 放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等（第13条）

- ① 国による健康管理体制の確立
  - ア 国による常設の健康支援センターの設置及び独立した健康調査検討委員会の設置
  - イ 県民健康管理調査に代わる国を実施主体とする被災者向け健康診断の実施
    - a 調査ではなく「予防原則」に立つ疾病の未然防止と早期発見を目的とすること。
    - b 無料で生涯にわたって実施すること。
    - c 福島県民に限らず初期被ばくを考慮した幅広い対象者を設定すること。
    - d 甲状腺がん以外の疾病も想定した検査項目の見直しを行うこと。
    - e 医療費減免のための健康手帳の発行，本人への適切な情報開示及び説明機会の確保を行うこと。
    - f 第三者機関による信頼性の担保を行うこと。
- ② 現在実施されている県民健康管理調査に関してはセカンド・オピニオンを得るための健診に関して，費用補助を行うこと。

### (8) 意見の反映等（第14条）

- ① 国によって，子ども・被災者支援法そのものの存在やその意義及びその内容に関して，国民全体に対する周知を徹底するための広報措置をとること

と。

②国と関係自治体との共同による「子ども・被災者支援法専門窓口（仮称）」を各地に設置すること。

③基本方針の策定・変更及び施策の実施状況に関する被災者，避難者，支援団体及び関係行政機関からなる常設機関を設置し，継続的にこれらの意見が反映できる体制を構築すること。